**電 気 需 給 契 約 書（案）**

　兵庫県（以下「発注者」という。）と　　　　　　　(以下｢受注者｣という。)は、**県立ものづくり大学校ほか９施設**で使用する電気の供給に関し、次の条項により需給契約を締結する。

(契約の目的)

第１条 受注者は、この契約の条項に従って、発注者に対し、発注者が使用する電気を継続して安定供給するものとし、発注者は、この契約の条項に従って当該電気の供給を受け、自己の必要に応じて使用しその対価を受注者に払うものとする。

(供給内容)

第２条　供給内容は、次のとおりとする。

１　高　圧　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **別紙仕様書及び**

（１）契約電力　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **「対象施設の情報一覧」**

（施設ごとに、その１月の最大需要電力と前11月の　　　**のとおり**

最大需要電力の内、いずれか大きい値とする。）

（２）供給仕様等

（３）供給場所

(契約金額)

1. 契約金額は次のとおりとする。（消費税及び地方消費税を含む。）

１　県立ものづくり大学校（高　圧）

（１）基本料金単価　　　　　 　 金　　　　　　　　円（１キロワット、１月当たり）

（２）電力量料金単価（夏季：７～９月）　金　　　　円（１キロワット時当たり）

　　　　　　　　　　（その他季）　　　　金　　　　円（１キロワット時当たり）

２　県立但馬技術大学校（高　圧）

（１）基本料金単価　　　　　 　 金　　　　　　　　円（１キロワット、１月当たり）

（２）電力量料金単価（夏季：７～９月）　金　　　　円（１キロワット時当たり）

　　　　　　　　　　（その他季）　　　　金　　　　円（１キロワット時当たり）

３　県立神戸高等技術専門学院（高　圧）

（１）基本料金単価　　　　　 　 金　　　　　　　　円（１キロワット、１月当たり）

（２）電力量料金単価（夏季：７～９月）　金　　　　円（１キロワット時当たり）

　　　　　　　　　　（その他季）　　　　金　　　　円（１キロワット時当たり）

４　県立障害者高等技術専門学院（高　圧）

（１）基本料金単価　　　　　 　 金　　　　　　　　円（１キロワット、１月当たり）

（２）電力量料金単価（夏季：７～９月）　金　　　　円（１キロワット時当たり）

　　　　　　　　　　（その他季）　　　　金　　　　円（１キロワット時当たり）

５　国立県営兵庫障害者職業能力開発校（高　圧）

（１）基本料金単価　　　　　 　 金　　　　　　　　円（１キロワット、１月当たり）

（２）電力量料金単価（夏季：７～９月）　金　　　　円（１キロワット時当たり）

　　　　　　　　　　（その他季）　　　　金　　　　円（１キロワット時当たり）

６　県立工業技術センター研究本館（高　圧）

（１）基本料金単価　　　　　 　 金　　　　　　　　円（１キロワット、１月当たり）

（２）電力量料金単価（夏季：７～９月）　金　　　　円（１キロワット時当たり）

　　　　　　　　　　（その他季）　　　　金　　　　円（１キロワット時当たり）

７　県立工業技術センター技術交流館（高　圧）

（１）基本料金単価　　　　　 　 金　　　　　　　　円（１キロワット、１月当たり）

（２）電力量料金単価（夏季：７～９月）　金　　　　円（１キロワット時当たり）

　　　　　　　　　　（その他季）　　　　金　　　　円（１キロワット時当たり）

８　県立工業技術センター試作実験館（高　圧）

（１）基本料金単価　　　　　 　 金　　　　　　　　円（１キロワット、１月当たり）

（２）電力量料金単価（夏季：７～９月）　金　　　　円（１キロワット時当たり）

　　　　　　　　　　（その他季）　　　　金　　　　円（１キロワット時当たり）

９　県立工業技術ｾﾝﾀｰ繊維工業技術支援ｾﾝﾀｰ（高　圧）

（１）基本料金単価　　　　　 　 金　　　　　　　　円（１キロワット、１月当たり）

（２）電力量料金単価（夏季：７～９月）　金　　　　円（１キロワット時当たり）

　　　　　　　　　　（その他季）　　　　金　　　　円（１キロワット時当たり）

１０　県立工業技術ｾﾝﾀｰ皮革工業技術支援ｾﾝﾀｰ（高　圧）

（１）基本料金単価　　　　　 　 金　　　　　　　　円（１キロワット、１月当たり）

（２）電力量料金単価（夏季：７～９月）　金　　　　円（１キロワット時当たり）

　　　　　　　　　　（その他季）　　　　金　　　　円（１キロワット時当たり

(契約期間)

第４条　契約期間は次のとおりとする。

　　令和８年５月１日（金）から令和９年４月30日（金）までの１年間とする。

(契約保証金)

第５条　発注者は財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第１項第３号の規定により、受注者が納付すべき契約保証金を免除する。

契約保証金を求める場合があります

(権利義務譲渡の禁止)

第６条　受注者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

（供給の保証）

第７条　受注者が旧一般電気事業者との接続供給契約により電気の供給を行う場合は、託送供給約款等で定める料金は受注者が負担するものとする。

（使用電力量の増減）

第８条　使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

（単位及び端数処理）

第９条　本契約において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

（１）契約電力及び最大需要電力の単位は、１キロワットとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

（２）使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

（３）力率の単位は、１パーセントとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

（４）料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は切り捨てる。

(計量及び検査)

第１０条　計量日は原則として毎月１日午前0：00（「計量日」という。）に行うこととし、使用電力量等を計量し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第１１条　料金の算定期間は毎月１日０時から末日24時とし、計量器に記録される発注者が使用した電力量及び最大需要電力等の数値により、使用電力量等による算定を行う。

(代金の支払い等)

第１２条　受注者は、第１０条に定めた検査終了後、第２条（１）に定める契約電力に第３条各項の（１）に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額（以下「基本料金」という。）に力率割引または割増しするものとし、当該月における使用電力量に第３条各項の（２）に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。）に燃料費調整額及び市場価格調整額を差し引きまたは加えるものとし、再生可能エネルギー発電促進賦課金については加えるものとし、算定した料金を１月毎に発注者に速やかに請求するものとする。

２　前項の燃料費調整額及び市場価格調整額の算定方法は、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める入札時における電気供給条件によるものとする。

３　発注者は、第１項に基づく適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

４　請求は対象施設一括ではなく、施設ごとに受注者が請求書を作成し、発注者が別途指定する送付先に送付するものとする。

（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

第１３条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。

(機密の保持)

第１４条　受注者は、業務上知り得た発注者の秘密を他に漏らしてはならない。なお、受注者は、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。

２　受注者は本契約において個人情報を取り扱うときは、別記１「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第１５条　発注者は受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することがで

きる。

（１）受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで電気の供給をする見込みがないと発注者が認めた

とき。

（２）受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

（３）本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

（４）前各号に定めるもののほか、受注者が関係法令又は本契約条項に違反したとき。

２　発注者は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

３　第１項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。

４　第２項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたときは、受注者は発注者に対してその損害の賠償を請求することができる。

　（暴力団等の排除）

第１６条　発注者は、第１８条第１項の意見を聴いた結果、受注者が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という）であると判明したとき、又は第１７条に規定する第三者が暴力団等であることを知りながら業務の処理をその第三者に再委託したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

（１）暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員

（２）暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

２　前条第３項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第１７条　受注者は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受注者としてはならない。

２　受注者は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受注者との契約を解除しなければならない。

第１８条　発注者は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

（１）受注者が暴力団であるか否かについて、兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

（２）前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第１９条　受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、発注者にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

（賠償の予約）

第２０条　受注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、契約期間に係る予定使用量電力量に第３条に定める契約単価（電力量料金単価）を乗じて得た額に第２条に定める契約電力に第３条に定める契約単価（基本料金単価）を乗じて得た額を加算した額の10分の２に相当する額を賠償金として発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

（１）刑法（明治40年法律第45号）第96条の６による刑が確定したとき。

（２）刑法第198条による刑が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第１項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

（４）公正取引委員会が、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

（５）前２号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

２　前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者

がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金)

第２１条　天災その他不可抗力の原因又は前条第１項第２号の規定によらないで本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第３条に定める契約単価(電力量料金単価)を乗じて得た額に第２条に定める契約電力に第３条に定める契約単価(基本料金単価)を乗じて得た額を加算した額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わねばならない。

（適正な労働条件の確保）

第２２条　受注者は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記２「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第２３条　発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害が生じたときは、受注者に対して、その損害の賠償を求めることができる。

(環境配慮義務)

第２４条　受注者は、契約期間中の電力を供給するにあたり「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、既定された「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準」（別表１）（以下、「基準」という。）の各項目の合計が70点以上であり、かつ「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（以下、「新エネルギー特別措置法」という。）第８条第１項の勧告を受けないよう努めること。

２　報告後、受注者の基準における各項目の合計値が70点未満となるか、特別措置法による勧告を受けた場合、発注者および受注者は環境配慮方針について協議する。

(事情の変更)

第２５条　契約の締結後、予期することのできない経済情勢の変動等により契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、発注者、受注者協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができるものとする。

（管轄裁判所）

第２６条　この契約に係る訴訟の提起については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第２７条　本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、発注者が定める供給条件及び料金表等に基づき、発注者、受注者協議の上解決するものとする。

　この契約締結の証として本書２通を作成し、発注者受注者おのおのその１通を保有する。

令和　年　月　日

　発注者　　　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

　　　　　　　　　　　　　 　　兵庫県　　　　　　　兵庫県知事　齋藤　元彦

　受注者

別記１「個人情報取扱特記事項」

　（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

　（収集の制限）

第２　受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

　（目的外利用・提供の制限）

第３　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

　（漏えい、滅失及びき損の防止）

第４　受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

　（廃棄）

第５　受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、甲に報告しなければならない。

　（秘密の保持）

第６　受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

　（複写又は複製の禁止）

第７　受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（特定の場所以外での取扱いの禁止）

第８　受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、受注者の事務室内において行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

　（事務従事者への周知）

第９　受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

　（再委託の禁止）

第10　受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

　（資料等の返還等）

第11 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

　（立入調査）

第12 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

　（事故発生時における報告）

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

|  |
| --- |
| 誓　約　書  兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、　下記のとおり誓約する。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記  　１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと  　２　兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第２号。）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと  　３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと  　　令和　年　月　日  契約担当者  　　　兵庫県知事　様  住所  名称  代表者名　　　　　　　　　　 印 |

別記２【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

|  |
| --- |
| （基本的事項）  第１　受注者は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。  (1) 受注者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者 （当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）  (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、受注者のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）  （受注関係者に対する措置）  第２　受注者がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。  ２　受注者は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。  ３　受注者は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。  ４　受注者は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。  (1) 受注者に対し第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。  (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。  （特定労働者からの申出があった場合の措置）  第３　発注者は、特定労働者から、受注者又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。  ２　発注者は、前項の場合においては、必要に応じ、受注者に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。  ３　受注者は、前項の報告を求められたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。  ４　受注者は、その雇用する特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。  ５　受注者は、第１項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第２項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を発注者に報告しなければならない。  ６　受注者は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。  ７　発注者は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第３項、第５項、第４の第２項、第４項及び第５の各項の規定による発注者に対する報告により得た情報を提供することができる。  （労働基準監督署から意見を受けた場合の措置）  第４　発注者は、労働基準監督署から受注者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。  ２　受注者は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、発注者が定める期日までに当該支払の状況を発注者に報告しなければならない。  ３　発注者は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。  ４　受注者は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、発注者が定める期日までに当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。  （労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置）  第５　受注者は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を発注者に報告しなければならない。  ２　受注者は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を発注者に報告しなければならない。  ３　受注者は、受注関係者が第１項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。  ４　受注者は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。  （契約の解除）  第６　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。  (1) 受注者が、発注者に対し 第４の第２項、第５の第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。  (2) 受注者が、発注者に対し 第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（受注者が、第２の第１項の誓約をした受注関係者に対して、第４の第３項に規定する指導及び第４の第４項、第５の第３項又は第４項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が受注者に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）  (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、受注者又は受注関係者が最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（受注者が第２の第４項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）  （損害賠償）  第７　受注者又は受注関係者は、第６の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。  （違約金）  第８　受注者は、第６の規定により契約が解除された場合は、違約金を発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。  別表（第１関係）  労働関係法令  (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）  (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）  (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）  (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）  (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）  (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）  (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）  (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）  (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）  (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）  (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）  (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号） |

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

　　電気需給契約

２　誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。

ア　県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ　労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。

(4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。

(5) 本契約に基づく業務において､次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア　県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ　最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和　年　月　日

兵庫県知事　　様

所　 在 　地

名　　　　称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）

(2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）

(3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

(7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）

(8) 労働契約法（平成19年法律第128号）

(9) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

(11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）

(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）